

## 18-1 周辺の農業への影響について

## 【質問】

環境アセスメント制度の考え方として、人と自然の触れ合いには農業など生業活動も含まれている。事業実施区域周辺には農家住宅や農地があり、農業など生業活動への影響を確認する必要はないか、説明してほしい。

## 【回答】

- 環境アセスメント制度は、開発事業に伴う周辺の環境に及ぼす影響を審査するものであり、農業など産業そのものへの影響を直接対象にしているとはいえないと考えています。

しかしながら、産業に根差した何らかのコミュニティがあり農業祭りなど活動をしている実態がある場合には、評価項目（レクリエーション資源）において対象になるか否かは検討されることになると思われます。なお、本件においては、そのようなものはないと聞いております。

また、農業では、レクリエーション資源以外の評価項目についても、個別の評価項目ごとに関わるものがあれば対象になり得ます（例えば、農業用水が水質汚濁の影響を受けるおそれがある場合は水質汚濁、日影の影響を考慮する必要がある場合は日照阻害など）。

- 本事案では、事業実施区域周辺には田畑が広がっており、盛土法面は外来種等による緑化が行われることが多いことから、法面緑化する場合には、周辺の農地への影響に注意する必要があることは事業者伝えており、環境の特性に基づき配慮する内容として、農地等の周辺環境に配慮した緑化植物を選定することとしています。（実施計画書 P2-3-1）

【環境アセスメントの評価項目】（条例アセスと法アセスは異なっていること）

## ＜レクリエーション資源：条例アセスの評価項目＞

- レクリエーション資源は自然的特性を主として利用するレクリエーション資源をいい、不特定多数の利用が可能であり、自然とのふれあいや自然からの恩恵の享受が重要な要素となっているものとし、調査に当たっては、広く一般に知られたものだけでなく、地域住民に親しまれている「身近な自然（雑木林、原っぱ等）」についても対象とするとしています。（環境影響評価技術指針・解説）

## ＜人と自然との豊かな触れ合い：法アセスの評価項目＞

人と自然との豊かな触れ合い（触れ合い活動の場）については、野外レクリエーション及び地域住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する

影響の程度を把握する（環境影響評価法に基づく基本的事項）としており、把握すべき地域特性等に農地は含まれています（環境アセスメント技術ガイド）。

【参考】

・環境影響評価技術指針別表1（評価項目と評価細目）抜粋

評価項目	評価細目	定義
2 水質汚濁	水質汚濁	次に掲げる物質等による水質汚濁 (1) 環境基準が設定されている物質 (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条に規定する排水基準又は県生活環境保全条例第28条第1項各号に規定する規制基準が定められている物質 (3) その他人の健康を損なうおそれがある物質 (4) 水質汚濁の状況に変化を及ぼすおそれのあるもの
10 日照障害	日照障害	設置される工作物によって発生する日照障害（風車の影が回転して地上に明暗が生じる現象を含む。）
18 レクリエーション資源	レクリエーション資源	自然的特性を主として利用するレクリエーション資源

・環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項

第四 環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項

二 環境要素の区分ごとの調査、予測及び評価の基本的な方針

- (3) イ 「触れ合い活動の場」に区分される選定項目については、野外レクリエーション及び地域 住民等の日常的な自然との触れ合い活動に関し、それらの活動が一般的に行われる施設及び 場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する影響の程度を把握するものとする。